

返品ルール 注文時に要確認

自宅にいながらお買い物ができる便利なテレビショッピング。国民生活相談センターの発表では、テレビショッピングに関する消費者トラブル相談のうち、70歳以上の相談が全体の8割近くを占めているとのこと。

▼テレビショッピングでコルセットを購入。試したところサイズが合わなかった。事業者へ返品したいと伝えたが「返品することはできない。そのことはテレビショッピングの中で広告済み」と言われた。その広告に気が付かなかった。(70代・女性)

▼テレビショッピングで疲労回復効果がある機能性シャツを購入した。自分にとって効果を感じることができないので返品したい。(80代・女性)

テレビショッピングは通信販売取引となり、クーリング・オフの適用がありません。「使いこなせない」「イメージと違う」といった問題が起きた際は、事業者の返品ルールに従うことになるため、注意が必要です。分からないことは電話口の担当者に必ず確認し、納得してから注文をするようにしましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

(来所相談の受付は16：00まで)

土曜日 9：00～17：00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし) 188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。